

平成 26 年 11 月 25 日

各 位

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年11月25日開催の当社取締役会決議において、当社執行役に対するストック・オプションとして発行する新株予約権の発行要領を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、有能な人材の確保及び当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の執行役に対して発行されるものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 募集新株予約権の数

1,000,000 個とする。

上記の個数は割当て予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とする。

(2) 募集新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個につき当社普通株式1株 1,000,000株

当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、未行使の本新株予約権の目的である株式の数を調整する。

調整後株式数=調整前株式数×株式の併合又は分割の比率

上記の他、後記②に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

②各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式1株あたりの価額(「行使価額」)は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。

当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整 し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

平成26年12月11日から平成36年12月10日まで

④新株予約権の行使の条件

- (a) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。
- (b) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の 取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。
- (c) この他の条件(新株予約権の行使が即時に可能となる条件を含む。)は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」(Stock Option Grant Agreement)に定めるところによる。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込みに係る額の2分の1を資本金に計上する。計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑦会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (a) 当社は、取締役会の決議により、新株予約権者が行使し得なくなった本新株予 約権を無償で取得することができる。
- (b) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社である株式移転計画について、当社の株主総会の決議によって承認を受けたときその他組織再編等において当社取締役会が必要と認めるときで、取締役会がその裁量により等価であると決定した対価(現金又は現金以外)が新株予約権者に支払われる場合、本新株予約権を取得することができる。
- (c) 当社は、いつでも、本新株予約権を取得し、これを取締役会の決議により消却 することができる。

⑧組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(a) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

- (b) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数 が生じる場合、これを切り捨てる。
- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新 株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又

は株式移転計画において定める。

(e) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役 会の承認を要する。

⑨新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権者から請求がある時に限り発行する。

新株予約権者は、発行された新株予約権証券について、記名式のものを無記名式とし、又は無記名式のものを記名式とする旨、当社に対して請求することができない。

(3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割り当てるため、本新株予約権と引換えに行う払込みを要しない。

(4) 募集新株予約権を割り当てる日

平成 26 年 12 月 11 日

(5) 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

割当対象者	人数	割当新株予約権数
ロジャー・バーネット	1名	1,000,000 個
合計	1名	1,000,000 個

- *その他の割当条件は当社と新株予約権の被割当者との間で締結される新株予約権割当契約 (Stock Option Grant Agreement) において規定する。
- *本新株予約権の発行要領及び割当個数は、新株予約権を行使することができる期間を除き、平成26年6月12日開催の定時株主総会において当社取締役会に募集事項の決定を委任できるものとして承認された新株予約権の内容及び上限数と実質的に同等の内容であります。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、当社の親会社であるシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーの役員を兼務する当社執行役であるロジャー・バーネットを割当対象者としていますので、「支配株主との取引等」に該当します。

(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株予約権は、社内で定められた規則ならびに手続きに従って、社外取締役が過半数を占める当社取締役会及び社外取締役のみで構成される当社報酬委員会における審議及び決議に基づいて発行しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「2. 新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から大幅に逸脱するものではなく適正なものであります。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、社外取締役が過半数を占める当社取締役会及び社外取締役のみで構成される当社報酬委員会において審議の上、決議を行っております。また、当該報酬委員会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役より、本新株予約権は当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与されること、発行内容及び条件について、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から大幅に逸脱するものではなく、適切なものであること、及び本新株予約権の発行は、社内で定められた規則及び手続きに基づきなされていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(3) コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成26年6月30日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本新株予約権の発行は、当該指針に基づき、当社の取締役会によって独自に意思決定されたものです。

「支配株主との取引につきましては、支配株主から独立した社外取締役が過半数を占める当社の取締役会において、一般の市場取引と同様に取引内容及び条件の 妥当性等を検討し、慎重な審議を経て決定しております。」

以上